

# 旧制高等学校OB杯 北信越大学サッカーリーグ運営要綱

## 1 総則

北信越大学サッカー連盟規約第 29 条に基づき、北信越大学サッカーリーグ（以下リーグという）を開催し運営するために実施委員会を設け、リーグ運営要綱を定める。

## 2 目的

このリーグは、北信越地域の大学が北信越地域の覇者たることと、全日本大学サッカー選手権大会（以下全日本大会という）に北信越代表として出場する榮譽を競うとともに、競技を通じ体力と人格の向上を期し、併せてサッカー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

## 3 主催

このリーグは、北信越サッカー協会並びに、北信越大学サッカー連盟が主催する。

## 4 主管

リーグの各試合は、試合地の各県サッカー協会並びに各県大学サッカー連盟が主管する。

## 5 役員

本リーグには、次の役員を置く。

### （1）リーグ役員

- 1 会長 （北信越サッカー協会 会長）
- 2 副会長 （ 同 副会長）
- 3 委員長 （北信越大学サッカー連盟 会長）
- 4 委員 （北信越サッカー協会 理事）
- 5 参与 （北信越大学サッカー連盟 参与）

### （2）競技役員

- 1 実施委員長 （北信越大学サッカー連盟 運営委員長）
- 2 実施委員 （ 同 運営委員）
- 3 事務局長 （ 同 運営委員より 1 名）
- 4 幹事長 （ 同 幹事より 1 名）
- 5 幹事 （ 同 幹事）
- 6 審判長 （北信越サッカー協会 審判委員長）
- 7 副審判長 （各県サッカー協会 審判委員長）

- 8 審判員 (各県サッカー協会 審判委員会推薦審判員)
- 9 規律・フェアプレー委員長 (北信越サッカー協会 規律・フェアプレー委員長)
- 10 規律・フェアプレー委員 (北信越大学サッカー連盟推薦委員)

## 6 事務局

リーグの事務局 (以下事務局という) は、事務局長の定める所に置く。

## 7 参加資格

- (1) チーム リーグ実施年度に「(財) 日本サッカー協会」並びに「全日本大学サッカー連盟」に登録されている単独の大学の学生を以て構成されているチームであって、リーグ及び全日本大学サッカー選手権大会まで試合を続けられる条件を備えているチームであること。
- (2) 選手 リーグ実施年度の4月30日までに「(財) 日本サッカー協会」に登録された選手であること。但し、リーグの参加登録期限前までに、「(財) 日本サッカー協会」から追加登録が認められた選手を加えることができる。

## 8 リーグの実施期間

原則、8月20日以降、全日本大会の1カ月前までとする。

## 9 リーグの形式

- (1) 参加チームを等分し、1部リーグと2部リーグを行う。但し、参加チームが奇数の時は1部リーグを多くし、1部2部リーグとも8チームを限度とする。8チームを超える場合は、北信越大学サッカー連盟運営委員会において、リーグの方式を決定する。
- (2) 1部最下位チームと2部優勝チームは、次年度、所属するリーグを交代する。1部7位チームは、2部2位チームと入替戦を行い、勝利チームを次年度の1部リーグ所属チームとする。入替戦は原則、11月第3週の日曜日に行い、1部7位チームが所属する県で開催する。90分の試合の結果、勝敗が決しない時は20分間の延長戦を行い、なお決しない時はペナルティキック方式により勝利チームを決定する。
- (3) 2部チームが8チームを超える場合、2部をAとBの2つのリーグに分割し、リーグ戦を実施する。なお、2部の最終順位は、AとB両リーグの上位2チームの計4チームでプレーオフを行い決定する。プレーオフはトーナメントとし、試合方式は、入替戦に準ずるものとする。なお、プレーオフは、原則、前年度1部より降格したチームが所属する県で開催する。

## 1 0 リーグの組み合わせ

- (1) 原則として、本拠の試合と遠征の試合を半数とする。
- (2) 入替戦によって所属の代わった場合は、それぞれのチームの前年度の成績を踏襲する。
- (3) 試合順序は、北信越サッカー協会の内規を考慮して決定する。
- (4) 試合開始時刻は、原則として、第1試合 11時、第2試合 13時、第3試合 15時とする。
- (5) 事務局は、12月末日までに上項に従って次年度リーグ計画を作成し、北信越サッカー協会に提出するものとする。但し、当年度北信越サッカー協会理事会において、日程、試合順序、試合開始時刻が変更されることもある。

## 1 1 会場

- (1) 会場は、主管県大学サッカー連盟が当該主管協会の許可を得て、原則として公営グラウンド、もしくは一定の規格を満たす大学のグラウンドを確保し、参加申込の際、事務局へ報告する。
- (2) 会場の準備は、主管県大学サッカー連盟が責任をもって行う。
- (3) 会場は、原則、天然芝とする。人工芝の場合は、別途、事務局が判断する。

## 1 2 審判

- (1) 審判員は、主管県大学サッカー連盟が、当該主管協会審判委員会へ派遣を依頼する。
- (2) 審判員の資格は、原則、主審2級、副審3級以上とする。第四の審判は、4級でも構わない。

## 1 3 試合の方法等

- (1) 試合時間 試合時間は90分とし、勝敗の決しない場合は引分けとする。
- (2) 競技規則 試合の競技規則は、リーグ実施年度の「(財)日本サッカー協会」制定の競技規則による。
- (3) 出場選手および、交替選手 出場できる選手は登録された全選手とし、交替選手は、試合前に届け出た7名の交替要員のうちから、前後半を問わず、3名の交替が認められる。
- (4) 選手の出場停止処分 直近の公式戦において、主審により退場を命じられ、規律・フェアプレー委員会より、次試合への出場停止の処分が下された者は、当該試合

に出場することはできない。また、本リーグにおける警告回数が 2 回となった選手は、リーグの次の 1 試合に出場することはできない。なお、規律・フェアプレー委員会による出場停止処分と、累積警告による出場停止が重なった場合は、規律・フェアプレー委員会の出場停止を優先する<sup>1</sup>。

本リーグで主審により退場を命じられた者に対する処分については、連盟運営委員会が北信越サッカー協会規律・フェアプレー委員会と協議し、北信越サッカー協会規律・フェアプレー委員会が決定する。

- (5) 試合の中止・延期 自然災害等が発生した場合、ないしは発生する可能性が高い場合、試合が延期される場合がある。

#### 1.4 試合結果の報告

- (1) 主管県大学サッカー連盟は公式記録用紙 (B4 判) に記録をとり、試合終了後直ちに事務局へ送付すること。
- (2) 事務局は、全日程終了後速やかにリーグ成績表を作成し、18 (2) 宛に各々 1 部を送付する事。

#### 1.5 リーグ順位

- (1) 勝利チーム 3 点、引分チーム 1 点、敗戦チーム 0 点として、各チームの勝点を合計し、勝点の多いチームを上位とする。
- (2) 勝点と同じであるチームが複数ある場合、総得点から総失点を引いた得失点差の多いチームを上位とする。
- (3) 勝点と得失点差が同じであった場合は、総得点の多いチームを上位とする。
- (4) 勝点、得失点差及び総得点と同じであった場合、実施年度当該チームの対戦成績で勝利したチームを上位とする。
- (5) 前項でも決しない場合、前年度上位チームの方を上位とする。

#### 1.6 表彰

- (1) 1 部優勝チームには旧制高等学校OB杯と賞状を、2 部優勝チームには優勝杯と賞状を授与する。1 部優勝チームは、同年度全日本大学サッカー選手権大会に出場

---

<sup>1</sup> なお、本リーグの累積警告を消化できない場合は、今年度中に行われる各県主管の大会で消化するものとする。停止処分は次年度に持ち越されることはない。(累積警告による出場停止は、全国大会には持ち越されない)

する権利と義務を有する。

- (2) 警告・退場および、その他の累積点の最も少ないチームについて、連盟運営委員会がフェアプレー賞の授与を検討する。
- (3) 各リーグにおいて、最優秀選手、得点王、アシスト王を決定し、これを表彰する。
- (4) 表彰は、リーグ実施委員会の際に行う。

#### 17 罰則

- (1) 登録違反 リーグ中に二重登録、未登録の選手が発見された場合は、その時点で当該チームを失格とし、チームとして以後のリーグの試合及び、全日本大会への出場を禁ずる。この項の行為を行ったチーム及び、選手の次年度のリーグ参加の可否については、そのチームが所属する県協会の裁定による。
- (2) 棄権 リーグ実施委員会で参加の意志表示をした後の棄権は、原則、一切認めない。公的な宿泊、交通機関が原因でやむをえず参加不可能となった場合は、直ちに相手チーム、主管サッカー協会及び、事務局に通知し、その後改めて事務局へ理由書と原因となった機関が発行した証明書を提出する。提出された書類に基づいて審議のうえ、チームに通達する。

#### 18 参加申し込み

- (1) エントリーできる選手の数は30名とし、参加申込は参加申込用紙に必要事項を記入のうえ、8月20日時点までにおけるWEB登録のコピーと、所定の参加料を添えて事務局の定める日までに申し込む事。
- (2) 申し込みを受けた事務局は、直ちに少なくとも日程表、登録名簿、北信越大学サッカーリーグ運営要綱及び、役員名簿を収録した「平成一年度 北信越大学サッカーリーグパンフレット」を作成の上、北信越協会（3部）、各県協会（5部）、各県審判委員会（10部）、参加チーム（登録選手数）に送付すること。

#### 19 実施委員会

実施委員会は、現職、12月第2土曜日に、北信越大学サッカー連盟運営委員会、幹事会と同時に開催する。

#### 20 実施委員会に参加する幹事の資格と任務

- (1) リーグに参加する各チームの幹事は実施委員会に必ず出席して、日程作成に参画する。

- (2) 幹事は、チームから全権を委任された資格で出席し、実施委員会の決定は最終のものとする。そのために幹事はチームの予定の準備は勿論の事、所属県協会との連絡を密にし、会場、日程作成に際し幅のある許可を得て実施委員会に参加しなければならない。

## 2.1 経費

- (1) 実施委員会で決算、及び次年度の予算を承認後、参加各チームは運営に要する経費を分担する。
- (2) グラウンド使用料、準備費用は、主管県大学サッカー連盟の負担とする。審判経費は、本拠地チームの負担とする。
- (3) その他必要な経費は、実施委員会で決定する。

## 2.2 宿泊の斡旋

宿泊を希望するチームは、本拠地チームの幹事に依頼し、依頼された幹事は斡旋に努力する。

## 2.3 付則

- (1) 本運営要綱は、昭和 48 年 3 月 30 日より施行する。
- (2) 本運営要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日より改正する。
- (3) 本運営要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日より改正する。
- (4) 本運営要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日より改正する。
- (5) 本運営要綱は、昭和 63 年 8 月 1 日より改正する。
- (6) 本運営要綱は、平成 4 年 4 月 1 日より改正する。
- (7) 本運営要綱は、平成 5 年 4 月 1 日より改正する。
- (8) 本運営要綱は、平成 6 年 5 月 28 日より改正する。
- (9) 本運営要綱は、平成 7 年 8 月 1 日より改正する。
- (10) 本運営要綱は、平成 8 年 1 月 6 日より改正する。
- (11) 本運営要綱は、平成 9 年 8 月 1 日より改正する。
- (12) 本運営要綱は、平成 18 年 8 月 1 日より改正する。
- (13) 本運営要綱は、平成 19 年 8 月 11 日より改正する。

リーグ日程に関する北信越サッカー協会の内規は次の通りです。

- 1 8月最終週は、北信越ミニ国体の開催県で試合を行わない。
- 2 10月第3週は、北信越社会人大会の開催県で試合を行わない。
- 3 同一期日に行われる試合はできるだけ開催県を少なくする。
- 4 石川県根上サッカー場の試合開始時刻は、原則として、  
第1試合 11時30分、第2試合 13時30分、第3試合 15時30分とする。